

年 月 日

(宛先)

富山高岡広域都市計画事業

富山駅周辺地区土地区画整理事業

施行者 富山市

代表者 富山市長

住 所

申請人

氏 名

土地区画整理法第76条による許可工事
のため公共施設使用について

私は富山駅周辺地区土地区画整理事業地区内において、土地区画整理法第76条の許可工事を行うにあたり、道路等の公共施設使用について、次の条件を固く守ることを確約いたします。

記

- 1 道路を愛護し、使用にあたっては道路構造物（側溝、街渠、集水枡、排水渠等）を破損せぬように注意すること。
- 2 建設材料等搬入のため、側溝・街渠等を車で跨ぐときは、必ず川土砂・木材等で十分補強を行った上で行うものとし、施行者の指示に従うものとする。また、完了後は、原状に回復すること。
- 3 万一、道路構造物を破損したときは、施行者の指示に従い、申請人の責任において原形復旧すること。
- 4 道路の交通を妨害しないこと。特に、建設資材（砕石、木材等）は整頓を行い、道路上に散乱せぬよう注意すること。